

一般演題〈研究〉助産・卒後教育

19

看護大学における助産師教育の実際
- その2 助産学実習 -

国際医療福祉大学	○江 幡 芳 枝	北里大学	黒 田 緑
埼玉県立大学短期大学部	小田切 房 子	亀田医療技術専門学校	熊 澤 美奈好
広島国際大学	竹 中 美	新潟青陵大学	渡 邊 典 子
常磐大学	篠 原 清 夫		

I 緒 言

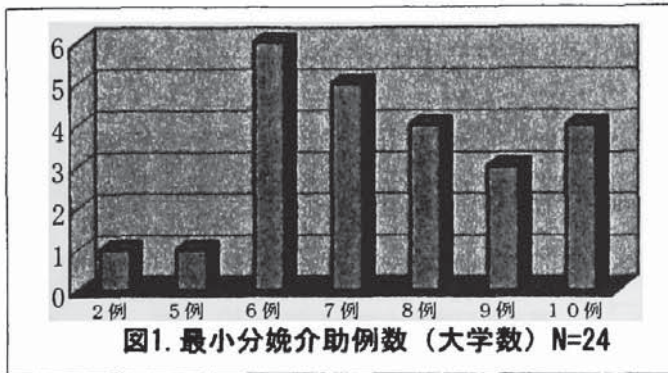
最近、看護基礎教育における実践能力の向上が課題とされている。助産師教育においても、平成13年の保健師助産師看護師法の一部改正では、「助産師教育については、十分な出産介助実習が経験できるようにする等、その充実に努めること」が付帯決議され、厚生労働省医政局看護課からも、分娩介助回数が指定規則を満たさない養成所が多く見受けられ、助産師教育の質の低下が懸念されることから、指定規則どおり10回程度行わせるように速やかに対応を講じるようにという通達がなされたところである。その1の報告において、過密なカリキュラム上の問題からくる大学における助産師教育の質の低下を指摘したが、その2においては、実践能力の育成という視点から、大学教育における助産学実習の実態と問題点について報告する。

II 方 法

1. 調査方法 質問紙を用いた郵送調査。文書で調査の目的を伝え、質問紙は任意記名とした。
2. 調査対象 看護系学部・学科を有する4年制大学89大学（平成13年の設置数91大学中、平成14年4月に入学する2大学を除く）の助産学、母性看護学の担当責任者に依頼した。
3. 調査期間 平成14年3～4月
4. 調査内容 大学の概要、助産学履修者の状況、教育・実習の実際、助産学教育の感想等。

III 結 果

1. 調査票回収数および回収率は63大学(70.8%)。大学の概要は設置主体別では国立24大学(38.1%)、公立20大学(31.7%)、私立19大学(30.2%)であった。助産学教育実施ありは41大学(65.1%)、うち卒業生ありが26大学、なしが15大学であった。実施なしの大学は22校(34.9%)である。
2. 助産学教育を実施している41大学中、回答のあった38大学について助産学実習の週数をみると、最小が5週間、最大が15週間で大学によって大きな違いがある。最も多かったのは6週間・8週間とする大学で、それぞれ9校(23.7%)であった。全体の平均は7.8週間である。国・公・私立別に比較すると、実習週数の平均において、国立7.35週、公立6.69週、私立10.38週で統計的有意差が認められた($F=7.01$ $DF=2$ $P=.003$)。
3. 分娩介助実習(平成13年度卒業生対象)については以下のとおりであった。各大学の平均分娩介助例数(23校回答)は、①最も少なかったのは4.5例で、最も多かったのは11.4例であった。平均10例を満たしているのは23校中15校で、65.2%にすぎない。②各大学で



最も少ない分娩介助例数 (24校回答) は、2例から10例で、大学により大きな差がある (図1)。指定規則で定められている10例の分娩介助実習を全ての学生に経験させて卒業させる大学は24大学中わずか4大学 (16.6%) であり、2例または5例の分娩介助の経験でも助産師教育の修了者として認定し

ている実態がある。③分娩実習の1例の扱いについては、回答のあった31大学からの複数回答によると、a. 助産計画に基づき分娩介助ができた正常分娩 (会陰裂傷・切開、前・早期破水、陣痛誘発・促進等を含む) のみ1例とする67.7%、b. 第1期のケアができれば吸引分娩・鉗子分娩は1例とする51.6%、c. 第1期のケアができれば帝王切開でも1例とする16.1%、d. 急速分娩で1期のケアができなくても、児娩出介助ができれば1例とする25.8%、e. 助産計画が立案でき第1期のケアが2時間以上できれば児娩出介助をしなくても1例とする3.2%であった。正常分娩でない事例や、直接分娩介助に携わらなくても1事例として認めている大学もある。4. 継続事例受け持ち実習についての有無 (32校回答) については、「あり」は25校78.1%、そのうちの21校84.0%は1例としている。「なし」は7校21.9%であった。5. 助産学と母性看護学の実習期間の重複 (39校回答) については、「殆ど重複しない」が24校 (61.5%) で最も多かった。重複を避けるための方策としては夏期休暇中など4割近くが正規の授業期間以外に行なっている。学生や教員にとって、ゆとりのない教育実態がみえる。

IV 考察

日本看護協会が行った調査 (平成14年度) によると、助産学実習に当てる平均時間数は大学301h < 短大専攻科510h < 専門学校636hであり、大学は専門学校の半分以下である。大学における実習時間の短縮は、分娩介助例数の減少、継続した母子の観察・アセスメント・ケアの実践を不可能にしている。また、短期間で指定規則による10例の分娩介助例数を満たそうとするため、正常分娩以外の事例や間接介助や助産介助をしなくても1例と見なすなど、自立して正常分娩の介助ができるという助産師の実践能力育成からかけ離れた内容といえる。また、全ての学生に指定規則の10例の分娩介助を経験させて卒業させる大学がわずか4大学 (16.6%) しかなく、2例、5例、6例で卒業させている現実には助産師教育の質の低下を如実に示している。4割の大学が正規の授業期間外の実習によって教育水準を保とうと努力しているが、上記の結果は看護大学における助産師教育の困難性を示していると言えよう。

V 結論

看護大学における助産学実習は1年課程の教育より実習時間が少なく、分娩介助例数の減少や継続した母子の観察・ケア実践の機会を減少させている。大学における助産師教育は実践能力の向上という視点からも根本的な見直しが必要である。